



ひょうご住まいづくり協議会



ひょうご住まいづくり協議会

発行:ひょうご住まいづくり協議会事務局  
(兵庫県県土整備部住宅建築局住宅政策課内)

電話:078-362-3583

監修:兵庫県

# 空き家で **損**

空き家は、放置すると劣化  
近隣にも迷惑をかけ

対応が遅れると、さら  
損しないコツは、す

いずれ空き家を持  
使う予定がある空  
使う予定のない空

隣の空き家に困ったら

本書は、損しないための知  
本書を開いて、今すぐに、

# をしないために。

し、資産価値を損ねます。  
税金もあがります。

に問題が悪化します。  
ぐに対応すること。

つなら、備えを。  
空き家は、管理を。  
空き家は、処分を。

、地域での対応を。

識や方法を紹介しています。  
できることをやりましょう。

## 本書の読み方

あなたに読んで欲しいページはここ!

### あなたの状況・お考え

・空き家なんて自分には関係ない。  
・空き家になっても何も問題はない。

・いずれ実家を相続するけど、まだ対応の予定はない。

・相続した実家にいずれ帰る予定だ。  
・空き家をどうしたらよいかまだ迷っている。

・空き家はあるが、おそらく今後も使わないだろう。

・近所に空き家があり何とかしたい。

・空き家をどうしたらいいか相談したい。  
・専門的なアドバイスが欲しい。

### あなたに読んでほしいページ

→I. 空き家を知ろう。…1ページ  
空き家とは? 空き家の何が問題か?  
空き家を巡る最近のあれこれ。

→II. 備えよう。……19ページ  
空き家を所有しても困らないため、  
すぐにでもしたい備えあれこれ。

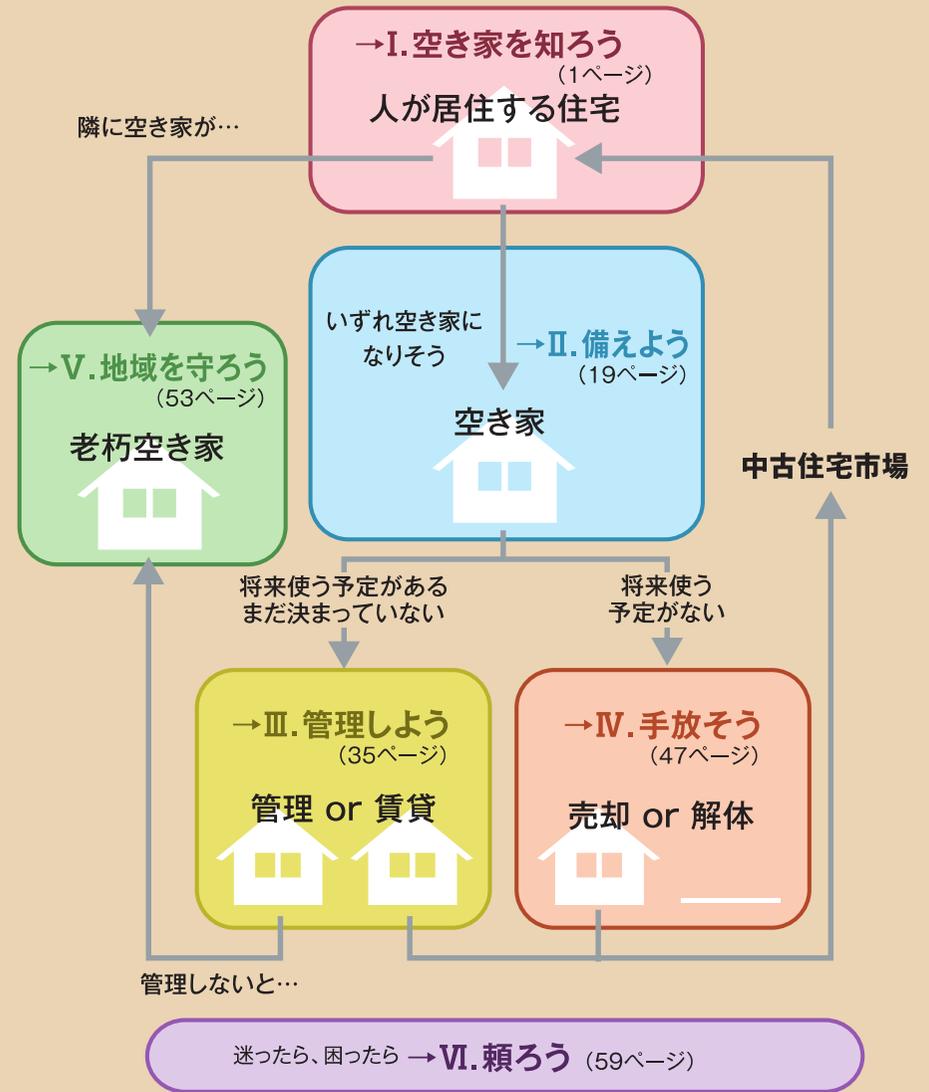
→III. 管理しよう。…35ページ  
きちんと管理していれば大丈夫。  
管理の方法あれこれ。

→IV. 手放そう。……47ページ  
使わない空き家は持っていても無駄。  
売却や解体のための方法あれこれ。

→V. 地域を守ろう。…53ページ  
隣が空き家になることも。  
地域を守る方法あれこれ。

→VI. 頼ろう。……59ページ  
頼れる専門家、行政など相談窓口  
あれこれ。

## 空き家で損しないためのフローチャート



## 目 次

<b>I 空き家を知ろう。</b>	<b>・ ・ ・ ・ 1</b>
第 01 条 それも空き家です。	・ ・ ・ ・ ・ 3
第 02 条 身近な問題です。	・ ・ ・ ・ ・ 5
第 03 条 住まないと劣化します。	・ ・ ・ ・ ・ 7
第 04 条 迷惑になります。	・ ・ ・ ・ ・ 9
第 05 条 責任があります。	・ ・ ・ ・ ・ 11
第 06 条 お金がかかります。	・ ・ ・ ・ ・ 13
第 07 条 相続でもめます。	・ ・ ・ ・ ・ 15
第 08 条 価値が下がります。	・ ・ ・ ・ ・ 17
<b>II 備えよう。</b>	<b>・ ・ ・ ・ 19</b>
第 09 条 調べよう。	・ ・ ・ ・ ・ 21
第 10 条 登記しよう。	・ ・ ・ ・ ・ 25
第 11 条 話し合おう。	・ ・ ・ ・ ・ 27
第 12 条 片付けよう。	・ ・ ・ ・ ・ 29
第 13 条 住み替えよう。	・ ・ ・ ・ ・ 31
第 14 条 任せよう。	・ ・ ・ ・ ・ 33

<b>III 管理しよう。</b>	<b>・ ・ ・ ・ 35</b>
第 15 条 知らせよう。	・ ・ ・ ・ ・ 37
第 16 条 きちんと管理しよう。	・ ・ ・ ・ ・ 39
第 17 条 賃貸しよう。	・ ・ ・ ・ ・ 41
第 18 条 支援制度を活用しよう。	・ ・ ・ ・ ・ 43
<b>IV 手放そう。</b>	<b>・ ・ ・ ・ 47</b>
第 19 条 売ろう。	・ ・ ・ ・ ・ 49
第 20 条 解体しよう。	・ ・ ・ ・ ・ 51
<b>V 地域を守ろう。</b>	<b>・ ・ ・ ・ 53</b>
第 21 条 わが家を守ろう。	・ ・ ・ ・ ・ 55
第 22 条 地域で守ろう。	・ ・ ・ ・ ・ 57
<b>VI 頼ろう。</b>	<b>・ ・ ・ ・ 59</b>
第 23 条 専門家に頼ろう。	・ ・ ・ ・ ・ 61
問合せ先一覧	・ ・ ・ ・ ・ 64